○農林水産省告示第二千五百十七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

「年八毛」を「年三厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

「年二厘二毛」を「年二厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五百十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

「年八毛」を「年三厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字壱本松二の二八から二の三一まで、一五、一六、鳥海町上川内字下天矢場一、五の一、一二、一五、一六、字葭比良一、字上天矢場一〇、字中ノ沢一〇、四四、四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字壱本松二の二八から二の三一まで・一五・一六・字葭比良一・字中ノ沢一〇・四五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町川辺字六郎坂五、六、八、一六、一七、一八の一、一九の一、一九の三、二二の二、二九の一、三〇の一、四〇、字萱引沢一の一、字大曲六、字大崩一四、一五、二〇、二二、二三、二七、四〇、四二、四六、四八の一、七五、八一、八二、八四、字月山下一五の一、滝字小田代四八の一、にかほ市象潟町横岡字上無沢四（次の図に示す部分に限る。）、三の一、三の二、三の五、三の六、五の二、五の五、六の一、六の三、六の六、七の六、一〇の一、一〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六郎坂五・六・八・一六・一九の一・一九の三・二九の一・三〇の一・四〇（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字萱引沢一の一（次の図に示す部分に限る。）、字大崩二二・二三・二七・四二・四八の一・七五・八一・八四（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、四六、字小田代四八の一（次の図に示す部分に限る。）、字上無沢三の二・三の五・五の二・五の五・六の一・六の三・七の六・一〇の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三の六、六の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市森子字明法一三四の一から一三四の三まで、矢島町坂之下字道仏坂一三の一、矢島町元町字御嶽八の二、八の三、九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町黒原字岡二三三の三、二三三の四、字上ヘ入垣三〇九、三一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡二三三の三・字上ヘ入垣三一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）